



各務原市子育てガイドブック

小さなお子様のいるパパ・ママ向け情報冊子

各務原市ウェブサイト

子育て応援サイト「ポケット」

小さなお子さんをお持ちのパパ・ママに役立つ情報がいっぱいです!!



<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/aiai/index.htm>



- 子ども館のお知らせ
- 乳幼児の健康診査の日程
- 親子で遊べる場所 (親子サロン) (すくすく子育て広場)
- 子どもの医療機関情報 など

発行

各務原市
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
電話(058)383-1111(代表)
開庁時間: TEL 平日 8:30~17:15
窓口 平日 8:45~16:30

編集
広告販売

株式会社ウィット
〒569-0071 大阪府高槻市城北町一丁目14-17-501
電話(072)668-3275(代表)

※本冊子に掲載の広告情報は令和8年6月現在の内容です。
各種サービスやキャンペーンの有効期限・実施状況は各広告主の案内をご確認ください。

広告掲載ページ

はじめに

近年、子育て家庭を取り巻く環境が変化し、
保護者の方が不安や孤立感を抱えることも少なくありません。

各務原市は、
「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち」の
実現を目指し、地域ぐるみで子育て家庭を応援します。

この冊子には、子育てに関する支援サービスや、
親子で楽しくお出かけできる場所の情報をまとめました。
困ったとき、知りたいときに、ぜひご利用ください。

この一冊が、皆様の笑顔あふれる
子育ての助けとなれば幸いです。

KAKAMIGAHARA

『各務原市子育てガイドブック』は、各務原市で子育てをするママやパパに役立つ情報をまとめています。少しでも子育ての役に立つことを願っています。



はじめに 2

子育てカレンダー 5

急な病気で… 7

おでかけスポット 各務原市おでかけマップ 9

おでかけスポット スポット紹介 11

妊娠期から子育てまで切れ目なく支援! 21

- こども家庭センター「クローバー」…………… 21
- こどもの各種相談…………… 22

妊娠・出産・乳幼児 妊娠したら 23

- 妊娠届出の流れ…………… 23
- 妊娠届出アンケート…………… 23
- RSウイルス感染症の定期接種…………… 23
- 子育てアプリ かかみっこ…………… 24
- 妊婦のための支援給付…………… 24
- 妊婦等包括相談支援事業…………… 24
- マタニティ広場…………… 25
- 妊婦健康診査…………… 25
- 各務原市 ヤング健診・子宮がん検診…………… 26

妊娠・出産・乳幼児 出産したら 27

- 出生届の提出…………… 27
- 出生連絡票の提出と赤ちゃん訪問…………… 28
- 児童手当の申請…………… 28
- 産後ケア…………… 29
- こども医療費助成制度…………… 29
- 産婦健康診査費用の助成…………… 30
- 養育医療の給付…………… 30

妊娠・出産・乳幼児 乳幼児・こども 31

- 乳幼児の健診…………… 31
- こどもの定期予防接種…………… 33

コラム こどもたちの権利を守る社会を 32



幼児教育・保育 幼稚園・保育所(園) 35

- 保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所など…………… 35
- 幼児教育・保育の無償化…………… 36
- 保育所等への入所までの流れ…………… 36
- 幼稚園・保育所(園)等一覧…………… 37

幼児教育・保育 幼稚園・保育所(園)マップ 39

子育てサポート 子どもを一時的に預ける 41

- こども誰でも通園制度…………… 41
- 病児・病後児保育事業…………… 42
- 一時預かり事業…………… 42
- 一時預かり事業施設一覧…………… 43
- ファミリーサポート・センター事業…………… 45
- 子育て支援短期利用事業…………… 45

その他の支援・サービス 46

- ふれあい絵本デビュー…………… 46
- すくすく子育て広場…………… 46
- 幼稚園の子育て支援事業…………… 46
- 親子サロン…………… 46

小学生以降 51

- 放課後児童クラブ…………… 51
- 教育センター「すてっぷ」…………… 51
- ららら学習室…………… 52
- 子ども館…………… 52

相談 53

心身の発達に配慮が必要なこどもへの支援 55

心身に障害のあるこどもへの支援 55

ひとり親家庭などへの支援 57

ひとり親家庭など困難を抱える家庭への支援 59

市からの情報発信 63

防災対策 妊婦さんと乳幼児さんの防災用品チェックリスト 65



子育てカレンダー

妊娠期から就学まで、
子育てに関する手続きや健診などの
予定をまとめています。



	事業名等	産前	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学校	中学校	高校生～	該当ページ	担当課名
届出	届出	妊娠届(0歳児は含まない)	出生連絡票									23・28ページ	こども家庭センター
			出生届									27ページ	市民課
助成等	児童手当										高校生まで	28ページ	社会福祉課
	こども医療費助成										高校生まで	29ページ	医療保険課
	妊婦のための支援給付											24ページ	社会福祉課
預ける	養育医療の給付(未熟児)											30ページ	こども家庭センター
	保育所等・認定こども園											39～44ページ	こども政策課
	幼稚園											39～44ページ	
	一時預かり		4か月～									46～48ページ	
	こども誰でも通園制度		6か月～									45ページ	
	ファミリー・サポート・センター	産前産後 <small>(妊娠中から産後3か月以内)</small>	3か月以後							概ね3年生まで		49ページ	
	乳幼児健康診査			1か月、4か月、11か月	1歳6か月	2歳児歯科教室	3歳						
のびのび測定												31～32ページ	
乳幼児の健康	ことばの相談											31～32ページ	こども家庭センター
	赤ちゃん訪問											28ページ	
	幼児フッ素塗布事業				フッ素塗布券発行(1歳6か月)							31～32ページ	
	新生児聴覚検査費助成事業											31～32ページ	
	1か月児健康診査費助成											31～32ページ	
	妊婦健康診査・歯科健康診査											25ページ	
	マタニティ広場											25ページ	
妊産婦の健康	産婦健康診査											30ページ	
	産後ケア											29ページ	
	相談	こども家庭センタークローバー										21ページ	
交流・相談	子ども館										17～18ページ	こども政策課	
小学生	放課後児童クラブ											55ページ	教育総務課
	ららら学習室								ホップ、ステップ	ジャンプ		56ページ	学校教育課



子ども医療相談電話

休日や夜間のお子様の急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関を受診すべきかどうかについて、電話で専門の相談員に相談できる子ども医療相談を実施しています。

相談受付時間 月曜日から金曜日／18時00分から翌朝8時00分
土曜日・休日・年末年始(12月29日から1月3日)／8時00分から翌朝8時00分(24時間)

電話番号 携帯電話・プッシュ回線からは ☎#8000
IP電話・ダイヤル回線など#8000がつかないときは ☎(058)240-4199

利用上の注意 明らかに重篤・重症と思われる時は、119番で救急車をご利用ください。
相談は無料ですが、電話料金は相談者のご負担となります。
あくまで電話による相談であり、診療を行うことはできません。



救急安心センターぎふ

年中無休24時間対応。専門家から、受診の必要性や対処方法などのアドバイス、医療機関の案内を受けることができます。緊急と思ったときはためらわず119番通報をしてください。

ご利用方法 携帯電話・プッシュ回線からは ☎#7119
IP電話・ダイヤル回線など#7119がつかないときは ☎(058)216-0119



小児夜間急病センター



平日 夜間診療

診療日時 月曜日から土曜日／午後7時30分から午後11時(受付は午後10時30分まで)
※日曜・祝日・12月31日～1月3日は休診します。

対象 15歳以下

詳細 小児夜間急病センター(岐阜市民病院内) ☎(058)251-1101(代)

休日・祝日 夜間診療

診療日時 日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)／午前9時から午後1時・午後2時から6時・午後7時から午後11時 ※受付は各終了時刻の30分前までにお願いします。

詳細 岐阜市医師会協力岐阜市休日急病センター
内科・小児科(岐阜市民病院内) ☎(058)253-7277
※診療日のみつながります

休日急病診療所

病院や医院が休診となる日曜、祝日に急病になったときは、休日急病診療所をご利用ください。受診前に必ず電話で予約してください。

対象 各務原市那加桜町2丁目163(総合福祉会館1階)

診療科目 内科・小児科

電話受付時間 午前9時～午前11時45分、午後1時～午後3時
※休日急病診療所に午後3時15分までに受診できる方に限ります。

診療日 日曜日、祝日、振替休日、1月2日
※12月31日、1月1日、1月3日は休診

診療時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時

▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください
☎健康づくり推進課



休日歯科救急当番

市内の歯科医療機関が、日曜日などの休日に、当番医制で「休日歯科救急」を開設しています。

診療時間 午前9時～午後3時

▶当番医療機関などは市ウェブサイトをご確認ください。
☎健康づくり推進課



おでかけスポット

スポット紹介

家族でおでかけ 公園&施設

各務原市民公園

岐阜大学の跡地に整備された、6.5ヘクタールの広大な公園。
園内には、噴水や芝生広場、遊具のほか、中央図書館や茶室もあります。

岡 河川公園課 ☎(058)383-1533

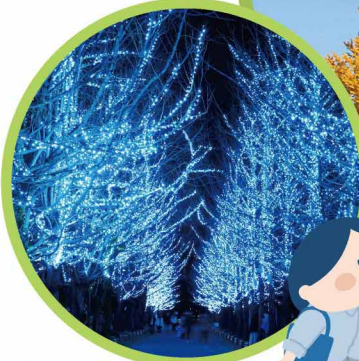
特徴 芝生広場・大型複合遊具

場所 那加門前町3



学びの森

公園一面に広がる広大な芝生広場にシンボルツリーの大イチョウや池、小川のせせらぎがあります。南側のイチョウ並木は、多くの方が訪れる黄葉スポット。冬には、イルミネーションも楽しむことができます。



岡 河川公園課
☎(058)383-1533
特徴 芝生広場・小川
場所 那加雲雀町

KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE

市民公園と学びの森の間にある、「KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE (以下「KPB」といいます)」。KPBには、雨の日も遊べる木育施設「遊び創造labo」や、テイクアウトできる飲食店などがあります。県産材を中心とした木材がふんだんに使われた木のぬくもりが感じられる施設です。(一部、入場料がかかります。)



岡 河川公園課
☎(058)383-1533
特徴 屋内遊戯施設
場所 那加雲雀町

おでかけスポット

スポット紹介



各務野自然遺産の森

マウンテンバイクコースや登山道などが整備されています。植物や野鳥などをテーマにした講座も行われています。

☎ 河川公園課
☎ (058) 383-1533

特徴 森林公園・芝生公園・小川
場所 各務字車洞



蘇原自然公園

蘇原自然公園は湧き水を活用した小川と池が特徴で、野鳥や水生生物も観察でき、梅の名所としても知られています。また、伊吹の滝から権現山の山頂に続く、蘇原自然遊歩道が整備されています。

☎ 観光交流課
☎ (058) 383-9925
特徴 小川・自然観察・梅
場所 蘇原北山町1



伊木の森

中央には芝生広場が広がり、展望デッキからは、市の東部が一望できます。誰もが身近な自然と親しめ、ゆっくりとした時間を過ごすことができます。

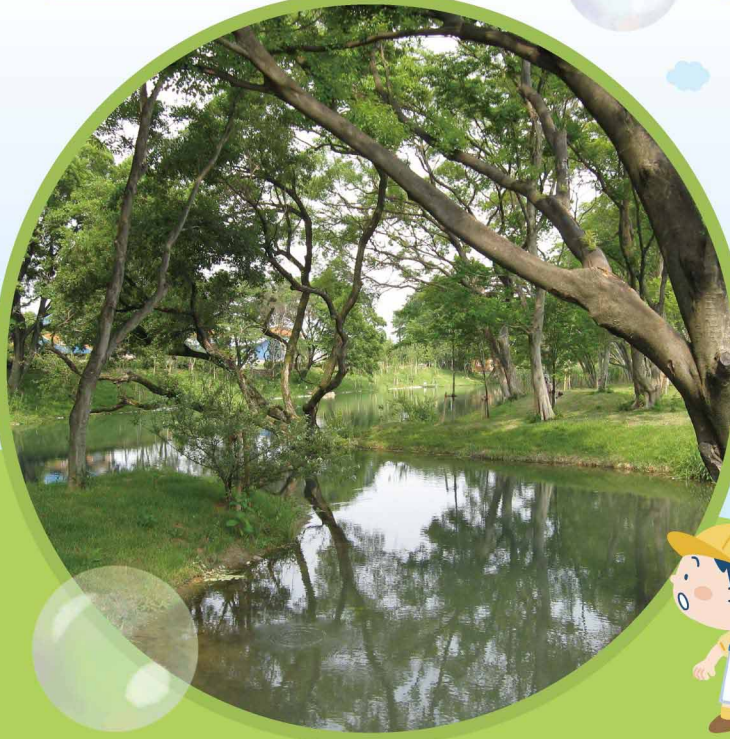
☎ 農政課
☎ (058) 383-1129
特徴 芝生広場・展望デッキ
場所 鶏沼字伊木山



河跡湖公園

河跡湖公園は、エノキやムクノキなどの河畔林特有の植生を残すホウスモト池、川島の歴史遺産を感じることができる旧堤防跡が残るミツヤ池など、地域の市民より親しまれている自然と歴史を生かした公園です。

☎ 河川公園課
☎ (058) 383-1533
特徴 河畔林・旧堤防跡
場所 川島松原町ほか



おでかけスポット

スポット紹介



岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 (愛称「からはく空宙博」)

本格的な航空と宇宙の展示を兼ね備えた国内唯一の専門博物館です。1階「航空エリア」には、唯一現存する機体である三式戦闘機二型「飛燕」(ひえん)をはじめ、STOL実験機「飛鳥」やT-2高等練習機、日本の空を守り続けた戦闘機「F-4EJ改」などの実機が年代ごとにずらりと並んでいます。2階「宇宙エリア」には、内部までリアルに再現した国際宇宙ステーション(ISS)の日本実験棟「きぼう」や小惑星リュウグウからのサンプルリターンを成し遂げた探査機「はやぶさ2」の実物大模型など、宇宙開発の歴史と最新情報を様々な展示物で紹介しています。

園 空宙博
☎(058)386-8500
特徴 遊具広場・芝生広場
場所 下切町5

KakamigaharaわたしのPARK

Kakamigahara わたしのPARKは、BMXのフリーバイクコースや日帰りグランピング施設などを備えた複合型施設です。有料のレンタルバイクやバーベキュー用のフード&ドリンクも用意。手ぶらでも楽しめる施設が盛りだくさんです。

園 河川公園課
☎(058)383-1533
特徴 芝生広場・BMX・バーベキュー
場所 前渡西町



各務原市民プール

各務原市民プールは、屋内プールはもちろん、トレーニングルームや水泳教室など、皆さんの運動・健康をサポートしています。楽しい催しもいっぱい。各務原市民プールを、ぜひご利用ください。

園 市民プール
☎(058)370-6506
特徴 温水プール・屋外プール
場所 鶯沼小伊木町4



河川環境楽園

河川環境楽園は、自然豊かな公園や楽しみながら学べる水族館などからなる複合レジャー施設です。世界淡水魚園水族館「アクア・トぎぶ」では、木曾三川・長良川と世界の淡水魚を見ることができ、こどもから大人まで、岐阜県の自然環境や世界の河川環境が楽しく学べます。岐阜県営公園「オアシスパーク」には、BBQ場、遊具、水遊び広場、観覧車など、遊べる施設がたくさんあります。

各務原市少年自然の家

自然とふれあう活動を通して、家族の絆を深め、自然への関心を高める施設です。プラネタリウム、クラフト体験、アウトドア活動など、親子で楽しめるイベントを開催しています。

園 少年自然の家
☎(058)370-5280
特徴 プラネタリウム・クラフト体験
場所 鶯沼小伊木町4



場所 川島笠田町

おでかけスポット

スポット紹介

「子ども館」

市内に5館ある子ども館では、乳幼児とその保護者や、小学生などの児童が楽しく過ごすことができます。乳幼児と小学生の部屋が分けられており、それぞれの部屋で、おもちゃで遊んだり、本(絵本)を読んだりして過ごすことができます。

子育てに役立つ講座などを開催。子ども館のスタッフに育児についての相談をすることもできます。

☎ 子育て政策課
☎ (058) 383-1555



子育てサークル

乳幼児とその保護者のための「子育てサークル」。親同士が交流し、育児を理解しあいながら、よりよい子育てにつなげる活動を行っています。市では、子育てサークルの活動で使用される公共施設の使用料の半額を免除するなどの支援を行っています。詳しくは、子ども館スタッフにお尋ねください。



みんなであそぼ

平日の午前10時30分から、乳幼児親子が体操などをする「みんなであそぼ」の時間があります。月毎に内容を変えて行います。



うめま子ども館



鷗沼市民サービスセンターの2階にあります。広い部屋で、好きなおもちゃを使ってのびのびと遊ぶことができます。

休館日/木曜日・祝日・年末年始

☎ (058) 379-1177

さくら子ども館



総合福祉会館の2階にあります。市民公園などが近くにあり、子ども館や公園で一日を楽しく過ごすことができます。

休館日/木曜日・祝日・年末年始

☎ (058) 383-7613

あさひ子ども館



市内で唯一の独立した子ども館。部屋がいくつかあり、年齢に応じた環境で遊ぶことができます。木育の部屋もあり、岐阜県産木材を使ったおもちゃで遊ぶことができます。外では、緑豊かな自然の中で、四季を感じながら過ごすことができます。

休館日/月曜日・祝日・年末年始

☎ (058) 370-0500

そはら子ども館



蘇原コミュニティセンターの2階にあります。広い乳幼児室があり、乳幼児親子がゆったりと遊ぶ姿が見られます。放課後児童クラブと併設されており、年代を超えた交流を楽しむこともできます。

休館日/月曜日・祝日・年末年始

☎ (058) 383-5285



かわしま子ども館



川島健康福祉センターの1階にあります。規模は小さめですが、小さいからこそ利用者さん同士のコミュニケーションがとりやすく、アットホームな雰囲気があります。

休館日/土曜日・日曜日・祝日・年末年始

☎ (0586) 89-2634

おでかけスポット

スポット紹介



図書館

図書館ってどんなところ？

市内には4つの図書館があり、市内最大規模の中央図書館のほか、さまざまな特色のある図書館があります。また、移動図書館「さつき号」やかみかがはら電子図書館など、来館が難しい場合でも本に触れられるサービスが整備されており、市内全体で読書環境の充実を図っています。



かみかがはら電子図書館



スマートフォンやタブレットで、動く絵本や紙芝居、人気の児童書、旅行ガイドブック、音声で読み上げる小説などのコンテンツを24時間いつでもどこでも楽しむことができます。

こちらからご覧いただけます！



問 中央図書館
☎(058)383-1122



各務原市立中央図書館



市内最大規模の図書館です。市民公園内にあり、緑溢れる環境の中で読書が楽しめます。



問 中央図書館
☎(058)383-1122

川島ほんの家



自然環境に関する図書が豊富です。すぐ北には木曾川が流れ、本を読みながらの眺めは最高です。



問 川島ほんの家
☎(0586)89-5610

中央ライフデザインセンター図書室



健康に関する図書が豊富です。中央ライフデザインセンター3階にあり、隣には市民会館、周辺には東海中央病院やスーパーがあるため、立ち寄りやすく便利です。

問 中央ライフデザインセンター図書室
☎(058)383-2125

もりの本やさん・森の交流館



昔話や手遊びなどの本があり、三世交流をめざした図書館です。日本ラインうめまの森の麓にあり、緑豊かなロケーションの中にあります。山登り、ウォーキング後の読書が楽しめます。

問 もりの本やさん・森の交流館
☎(058)370-7175

移動図書館「さつき号」



移動図書館「さつき号」は、絵本作家・高島純さんデザインのブックイキがボディにペイントされた、かわいい車体。最大3,000冊の本を載せて、市内36カ所のステーションを月に1回または2回巡回します。貸出に必要な利用カードの発行はその場で可能。1人30冊まで約1カ月間借りることができます。ぜひ一度お近くのステーションまでお越しください。

問 中央図書館
☎(058)383-1122

妊娠期から子育てまでを切れ目なく支援!



子ども家庭センター「クローバー」

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育てまで切れ目のない支援を行います。妊婦さんや子育て中のお母さん、お父さん、ご家族の方からの妊娠や出産、子ども、子育てに関するさまざまな相談に対して、保健師、子育て支援相談員、家庭児童相談員などがお受けしています。また、相談内容によっては、他の相談機関へお繋ぎいたします。



こんなお悩みありませんか

- 初めての妊娠・出産・子育てで不安がいっぱい
- 周りに育児について相談できる人がいない
- 赤ちゃんの体重が順調に増えているか心配
- 育児に疲れてイライラする…など

妊娠期

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また見通しをもった育児ができるよう、必要な情報を提供したり、サービスを紹介いたします。



出産後

ママと一緒に赤ちゃんの発達を確認したり、育児の方法についてアドバイスをします。また、産後のママの体調についてもご相談にのります。



子育て期

ママの気持ちに寄り添って話をお聞きます。また、安心して子育てができるよう、子育て支援サービスや家庭児童相談員などを紹介します。



妊娠したかも…

妊娠したかもしれないなどの不安や心配で悩んでいませんか。一人で悩まずに、まずご相談ください。



相談日時 午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

所在地 各務原市那加桜町1丁目69番地 子ども家庭センター(市役所1階)

各務原市
子ども家庭センター
「クローバー」

- ▶子育て家庭、子どもに関する相談 ☎(058)383-7203
- ▶妊娠、出産、子育てに関する相談 ☎(058)383-7204
- ▶乳幼児の発育・発達、栄養、歯の健康に関する相談 ☎(058)383-1116



子どもの各種相談

相談内容	相談機関	場所	電話番号	時間帯
妊娠・出産・子育てなど	子ども家庭センター	各務原市役所1階	058-383-7204	
発達 栄養 食事 身体や歯の健康 ※訪問指導も 行っています。	子ども家庭センター	各務原市役所1階	058-383-1116	
保育所・認定子ども園など	子ども政策課(幼保支援係)	各務原市役所1階	058-383-1154	
ひとり親 子どもの養育 育児全般 児童虐待	子ども家庭センター(子ども家庭相談係)		058-383-7203 <small>(注)LINEによる相談なども行っております。詳細はお問い合わせください。</small>	
児童手当 児童扶養手当	社会福祉課(給付支援係)		058-383-7217	
育児全般	さくら子ども館	総合福祉会館2階	058-383-7613	
育児全般	あさひ子ども館	各務原市鷺沼朝日町3-163-2	058-370-0500	
育児全般	そはら子ども館	蘇原コミュニティセンター2階	058-383-5285	
育児全般	うめま子ども館	各務原市鷺沼羽場町2-53	058-379-1177	
育児全般	かわしま子ども館	川島健康福祉センター内	0586-89-2634	
育児全般	すくすくホットライン	公立保育所4カ所 私立保育所8カ所	二次元コードで確認 	月曜日～金曜日 午前10時～午後2時
育児・発達相談	子ども政策課	各務原市役所1階	058-201-2382	
発達・健康	福祉の里	各務原市須衛稲田7	058-370-7500	
発達・性格 不登校 学校生活 就学 子育ての悩みなど	教育センター”すてっぷ”	中央図書館 4階	058-383-7290	火曜日～土曜日 (年末年始・祝日を除く) 午前9時～午後5時
生活全般	民生児童委員	各地域に居住 お問い合わせ:市役所 福祉政策課へ	058-383-1127	
育児全般 児童虐待	主任児童委員			
児童虐待 子どもの養育 非行 不登校 心身の発達 里親 養子縁組	中央子ども相談センター	岐阜市鷺山向井2563-79	児童虐待 対応ダイヤル 189 その他各種相談 058-201-2111	月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 午前8時30分～ 午後5時15分

妊娠したら

妊娠の届出と 母子健康手帳の交付 (こども家庭センター)

妊娠届出の流れ

医師または助産師の診察を受け、妊娠が判明しましたら妊娠の届出をしてください。妊娠届をされた方に、母子健康手帳および妊婦一般健康診査健診票などを交付します。代理の方でも受付可能ですが、妊娠中の諸注意、お子さまの健診などについて説明しますので、できるだけ妊婦の方ご本人がお越しください。母子健康手帳は妊娠・出産・育児に関するお母さまとお子さまの健康記録でもあり、健診や予防接種時に必要です。妊娠届出・交付には、予約が必要です。また、事前に妊娠届出アンケートのご回答をお願いします。

▶ 交付の予約は市ウェブサイトより



問 こども家庭センター
☎ (058) 383-1116

妊娠届出アンケート

安心して妊娠期を過ごし安全に出産、楽しく育児期を過ごすためにお手伝いをさせていただくためのアンケートです。アンケートを基に、母子健康手帳交付時、お話をさせていただきます。心配事、聞きたい事などご記入ください。アンケート送信後に、来所予定日の変更やキャンセルをする場合は、必ず交付場所まで電話でご連絡ください。



RSウイルス感染症の定期接種

乳幼児の下気道感染症予防を目的として、RSウイルス感染症の定期接種を実施しています。対象者は、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方です。妊娠ごとに1回接種であり、過去の妊娠時に組換えRSウイルスワクチンを接種したことのある方も対象です。予診票兼接種券は母子健康手帳等と併せて交付いたします。

▶ 詳細は市ウェブサイトをご確認ください



問 健康づくり推進課
☎ (058) 383-1115

子育てアプリ かかみっこ



令和8年2月から母子健康手帳アプリを活用しています。母子の健康記録や成長曲線の記録、予防接種スケジュール管理などがアプリ上でできるほか、健康や子育てに関する情報の確認やオンライン相談もできます。乳幼児健診などの予約もアプリから行えます。

▶ 下記二次元コードからアプリをダウンロードできます



問 こども家庭センター
☎ (058) 383-1116

妊婦のための支援給付

妊婦さんなどへの支援を総合的に行うため、妊婦等包括相談支援事業による面談などと合わせて一体的に実施します。



給付要件・給付内容等

	1回目:妊娠届出	2回目:出産後
対象	市内に住所を有しており、妊娠届出をした妊婦	市内に住所を有している、妊婦または産婦
申請方法など	妊娠届出時にお渡しするチラシに記載された申請用二次元コードより申請	赤ちゃん訪問(新生児訪問)にお渡しするチラシに記載された申請用二次元コードより申請
期限	胎児の心拍が医療機関において確認され、妊娠が確定した日より2年間	出産予定日の8週間前の日より2年間(胎児の心拍が医療機関において確認された後に、流産・死産などした時はその日より2年間)
給付内容	妊婦さん1人当たり5万円	妊娠している子どもの人数または出産された子どもの人数×5万円

▶ 詳細は市ウェブサイトをご確認ください



問 社会福祉課
☎ (058) 383-7217

妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は、妊娠期から産婦やその家族に対し、出産や育児に関する相談を行うサービスです。保健師などとの面談を通じて、必要な情報や支援を提供し、安心して出産を迎えられるようサポートします。



問 こども家庭センター ☎ (058) 383-1116

妊娠したら

マタニティ広場



マタニティ広場とは？

赤ちゃんにご自身・パートナーのために、「妊娠中からできること」を一緒に考えてみませんか？「マタニティ広場」は妊娠中の健康づくりや出産に向けた準備、産後の生活まで、安心して過ごすための情報やサポートをお伝えする場です。

▶詳細は右記
二次元コードを
ご確認ください。



▶予約は「子育てアプリ かかみっこ」から行えます。

※教室開催日の30日前より5日前までの受付となります



問 こども家庭センター

☎(058)383-1116

マタニティ広場① ※オンライン

対象 妊娠4か月～7か月の妊婦

内容 妊娠中の体の変化、妊娠中の栄養、
歯の健康

マタニティ広場②

対象 妊娠5か月～8か月の妊婦

内容 妊娠中から育む親子の絆づくり、
おなかの赤ちゃん体験をしてイメージ
してみよう

持参品など 母子健康手帳、筆記用具、
バスタオル2枚、飲み物

マタニティ広場③

対象 妊娠5か月～9か月の妊婦とパートナー
※パートナーの方と一緒にご参加ください

内容 パートナーと考えるお産、赤ちゃん
抱っこ体験、沐浴のお話、こども館の紹介

持参品など 母子健康手帳、筆記用具、バスタオル1枚、
ハンカチまたはガーゼ1枚、飲み物

マタニティ広場④

対象 妊娠6か月～9か月の妊婦

内容 産後の生活について(産婦さんとの交流)、
母乳育児について、健診・相談窓口

持参品など 母子健康手帳、筆記用具、飲み物

妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊娠届を提出した妊婦に対して、公費で受けられる健康診査の受診票が支給される制度です。国が示す標準的な回数に基づき、妊婦は必要な健康診査を受けることができます。また、妊婦歯科健康診査を通じて、歯と口腔の健康も支援します。



妊婦健康診査、
妊婦歯科健康診査の交付場所

- 各務原市役所1階 こども家庭センター
- 鷺沼市民サービスセンター内 東保健相談センター

問 こども家庭センター ☎(058)383-1116

ヤング健診

若い世代の皆さんへ

毎年健診は受けていますか？健診を受診することで、自らの健康状態を知ることができます。健診結果が生活習慣の改善のきっかけとなり、将来のメタボやがんなどの生活習慣病を予防することができます。

実施期間 6月～2月

対象者 各務原市に住民登録がある
年度末年齢19歳～39歳の方
※職場や学校などで健診を受ける機会がある方、
妊娠中・入院中の方は対象外
※年度末年齢40歳以上の方は、ご加入の
健康保険の特定健康診査を受診してください。

健診内容 【基本項目】

- 問診・診察
- 身体計測…身長・体重・腹囲・BMI
- 血液検査…脂質・腎機能・肝機能・血糖・貧血
- 尿検査…尿糖・尿蛋白・尿潜血
- 血圧測定
- 心電図
- 【オプション】
- 便潜血検査

健診場所 市内指定医療機関
(右記二次元コード参照)



受診方法 直接、市内指定医療機関に
お申込みください。

- 持ち物
- 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証等の顔写真つき公的書類)
 - 健診費用
 - 健康保険の資格情報が確認できるもの
(マイナ保険証など)
(保険診療が必要となった場合に使用)
 - 健康手帳(必要な方のみ)

費用 500円(オプションも含めて)

備考 健診の10時間前からは、水以外の
飲食物の摂取を控えてください。
生活保護世帯の方は費用が免除
されます。受診前の申請が必要です。



子宮がん検診

子宮がんは、女性特有のがんのうち乳がんに次いで多く発症しています。また、子宮がんは20～30歳代から急増します。定期的に子宮がん検診を受診することが大切です。

実施期間 6月～2月

対象者 市に住民登録のある、年度末年齢20歳以上の女性
(集団検診の場合は、乳がん検診と同日受診される方のみ)
※子宮に関する疾患で治療中の方、妊娠中の方等は、
検診が受けられない場合があります。
詳細は、下記市ウェブサイトを確認してください。

検診内容 問診、視診、内診、子宮頸部細胞診、
子宮体部細胞診(医師が必要と認めた方のみ)

検診場所 ●個別検診/市内指定医療機関
(下記二次元コード参照)
●集団検診/東海中央病院

受診方法 ●個別検診/市内指定医療機関へ直接申し込み
●集団検診/インターネット予約制
(市ウェブサイトにて予約フォームがあります)

- 持ち物
- 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証等の顔写真つき公的書類)
 - 検診費用
 - 健康保険の資格情報が確認できるもの
(マイナ保険証など) ※保険診療が必要となった場合に使用
 - 健康手帳(必要な方のみ)
 - 子宮がん検診のご案内ハガキ(備考①に該当する方)*
 - 子宮がん検診クーポン券(備考②に該当する方)*
※対象者には事前に送付しています。

費用 ●子宮頸部細胞診:1,000円
●子宮頸部細胞診+子宮体部細胞診:1,500円
【備考①・②に該当する方】
●子宮頸部細胞診=無料
●子宮頸部細胞診+子宮体部細胞診=500円

備考 ●2年に1回の検診になります。
●生活保護世帯の方は費用が免除されます。
受診前の申請が必要です。

- ①年度末年齢25歳(令和8年度まで)
(がん検診促進事業対象者)
- ②年度末年齢21歳
(子宮がん検診クーポン対象者)

※備考①の子宮がん検診は、岐阜県がん検診促進事業費補助金を受けています。(令和6年度～令和8年度)

▶申込と詳細は市ウェブサイトをご確認ください

個別検診 >



集団検診 >



問健康づくり推進課

☎(058)383-1115



出産したら



赤ちゃんが生まれたら、 出生届を提出しましょう

出生届の提出

出生届は、出生した日を含めて14日以内に市役所市民課または市民サービスセンターに提出してください。医師などが証明した出生証明書付きの出生届・母子健康手帳をお持ちください。なお、届出人は特別な場合を除き、子の父または母となります。

届出期間 生まれた日を含めて14日以内(国外で生まれたときは3か月以内)

届出地 (原則)子の住所地、本籍地、
出生地いずれかの市区町村の窓口

届出人 父、母

持参品など ●出生届(出生証明書欄に証明されているもの)
●母子健康手帳

※名前に使用できる文字には一定の制限があります。
※令和3年9月1日より押印は任意となりました。



▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください



市民課 ☎(058)383-1078

出生連絡票の提出と赤ちゃん訪問

赤ちゃんの健やかな成長とお母さんの子育てをサポートするために、出産後のご家庭に訪問して相談に応じています。保健師または助産師が、生後1~2か月頃のご家庭に訪問して、赤ちゃんの体重測定や産後の体調、育児などの相談に応じています。

また、子育て支援情報をお渡ししています。出生連絡票を提出していただいた後、担当者から訪問日時などの連絡をさせていただきます。



問こども家庭センター
☎(058)383-1116

児童手当の申請

児童手当制度は、児童を養育している方に対して支給される手当です。高校生年代(18歳到達後最初の3月31日)までの児童を持つ家庭が対象で、手当の額は児童の年齢等に応じて異なります。

対象 高校生年代(18歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している方

※原則、恒常的に所得の高い生計中心者の方が支給対象者となります。
(所得が同程度の対象者が複数いる場合は、税法上の扶養などをとに判断します。)

支給月額 ※所得制限なし

児童の年齢	手当額(1人当たり月額)
3歳未満(3歳の誕生日の月まで)	1万5,000円(第3子以降は3万円)
3歳以上高校生年代まで	1万円(第3子以降は3万円)

支給時期 2月、4月、6月、8月、10月、12月に、前2カ月分がまとめて支給されます。

※「第3子以降」とは、大学生年代(18歳到達後最初の3月31日を経過した後から22歳到達後最初の3月31日までの間にある者)までの養育している子のうち、3番目以降をいいます。

▶受給には申請が必要です。
詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。



問社会福祉課 ☎(058)383-7217



出産したら



産後ケア

出産後、お母さんの体調がよくない、赤ちゃんのお世話の仕方が分からないなど、産後に心身のケアや育児のサポートなどが必要な方を対象に、市が委託する医療機関や助産所での宿泊や通所、助産師の訪問による産後ケア事業を実施しています。宿泊型・通所型・訪問型があり、お母さんと赤ちゃんの産後の生活を支援します。

利用できる方 1歳までの赤ちゃんとお母さんで、産後ケア事業を必要としている方(各務原市に住民票がある方)

※産後ケア事業の内容をご説明し、お母さんの体調やご意向をお聞きした上で、産後ケア事業を利用させていただきます。
※リフレッシュ目的のご利用はできません。
※母子のいずれかが感染症にかかっている方や専門的な医療が必要な方は利用できません。

- ケア内容**
- お母さんと赤ちゃんの保健指導や授乳指導(乳房マッサージを含む)
 - お母さんの療養上の相談、支援
 - お母さんの心理的ケアやカウンセリング
 - 育児の方法についての具体的な指導、相談



▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ こども家庭センター
☎ (058) 383-7204

こども医療費助成制度

0歳から18歳になった年度末日までの子どもの医療費の助成を行います。対象のお子さんに「福祉医療費受給者証」(未就学児・クリーム色、小学生以上・水色)を交付します。

対象範囲 0歳から18歳の年度末日まで

※所得制限なし

- 助成方法**
- 岐阜県内医療機関
マイナ保険証などと福祉医療費受給者証提示で保険内診療分のみ助成。(窓口無料)
 - 岐阜県外医療機関
医療費を一旦支払った後、領収書を医療機関別・月別にまとめ、「福祉医療費支給申請書」に添付し市へ提出。(後日口座振込)
- ※高額療養費に該当している場合は、保険者が発行した「高額療養費支給決定通知書」が必要ですので、先に加入している健康保険へ高額療養費の申請が必要。



▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ 医療保険課
☎ (058) 383-1128

産婦健康診査費用の助成

出産後の母体の健康状態を確認するため、自治体では産婦健康診査費用の一部を助成しています。心身の不調を早期に把握し、必要な支援につなげることを目的とした制度です。

対象者 市内に住民登録のある産後2か月未満の産婦

助成内容 産婦健康診査【問診、診察、体重・血圧測定、尿検査(蛋白・糖)、エジンバラ産後うつ病質問票】に要した保険適用外の費用に対して、上限5,000円/回まで助成
※1人につき2回(受診の目安は、産後2週間頃と産後1か月頃です)

備考 県外の医療機関などで受診すると、助成を受けるために手続きが必要な場合があります。



▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ こども家庭センター
☎ (058) 383-1116

養育医療の給付

出生体重が2000グラム以下、または身体機能が未熟で、指定養育医療機関の医師が入院養育の必要を認めた新生児(未熟児)に対し、最長で1歳の誕生日の前々日まで、その養育者に必要な医療の給付を行います。



申請方法 出生日から1か月以内(入院中)にこども家庭センターまたは東保健相談センターの窓口までお越しください。1か月以内に退院される場合は、入院中に申請してください。

▶申請書や必要書類、窓口などは市ウェブサイトをご確認ください。







☎ こども家庭センター
☎ (058) 383-1116



生後1か月頃からお子さまの健康診査がはじまります。

乳幼児の健診

お子さんが順調に発育・発達しているかを確認し、子育てに関する悩みや心配ごとに対して育児相談を行っています。健診では、医師や歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などに相談することができます。

健康診査等	対象	方法	内容	案内等
1か月児健康診査	おおむね出産後27日を超え、生後6週に達しない乳児	医療機関(産科・小児科)において1か月児健康診査を受診した対象者に、健康診査の費用を一部助成	県内委託医療機関などでの身体発育状況、栄養状態、疾病および異常の有無、新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認 など	妊娠届出時に受診票をお渡しします
4か月児健康診査* (要予約)			医師の診察、身体計測、栄養・育児などの相談	
11か月児健康診査* (要予約)		総合福祉会館または東保健相談センターでの集団健診	医師の診察、身体計測、歯科・栄養・育児などの相談	
1歳6か月児健康診査* (要予約)			医師・歯科医師の診察(歯の汚れ検査)、身体計測、個別相談、幼児フッ素塗布受診票発行(1人1回無料券)	
2歳児歯科教室* (要予約)		総合福祉会館または東保健相談センターで実施	歯みがきのコツや、よくかんで食べる食生活についてお話しします。ブラッシング指導、唾液の検査(酸性度測定)、幼児期の食事・栄養・育児などの相談	
3歳児健康診査* (要予約)		総合福祉会館または東保健相談センターでの集団健診	医師・歯科医師の診察、身体計測、尿検査、聴覚検査、眼科検査、個別相談	
のびのび測定	乳幼児		身体測定および希望者には個別相談(保健・栄養・歯科に関すること)	
ことばの相談	幼児(おおむね2歳前後～3歳)	希望者が予約のうえ、総合福祉会館または東保健相談センターで実施	「ことばがゆっくりかな?」、「落ち着きがない」などお子さんについて心配なことはありませんか?保健師・保育士・臨床心理士がご相談内容に応じて個別にお話を伺います。	

*の健診は、生まれ月によって健診日が異なります。詳細は市ウェブサイト(二次元コード)をご確認ください
 ※の健診は、母子健康手帳アプリ「子育てアプリかみっこ」から予約ができます
 のびのび測定は、母子健康手帳アプリ「子育てアプリかみっこ」から予約できます

☎ こども家庭センター ☎ (058) 383-1116



こどもたちの権利を守る社会を



「子どもの権利」を知ることは、未来をつくること—— 私たち大人ができること

「子どもは、私たちの未来そのものです」と言われますが、子どもを未来の存在としてだけでなく、今を生きる一人の人間として見つめることが大切です。

1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、子どもを「保護の対象」から「権利の主体」として位置づけました。日本でも「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現が目標とされています。これは行政や専門家だけでなく、私たち一人ひとりが子どもの権利を理解し、日常で意識することが重要です。今回は「4つの基本原則」を身近な視点から考えていきます。

1 差別の禁止 「ふつう」という色メガネを外してみませんか?

一つ目の原則は、どんな子どもも、どんな理由があっても差別されず、等しく大切にされるという約束です。国籍や人種、性別、障がいの有無、家庭の経済状況や親の考え方など、子ども自身では変えられない理由で不利益な扱いを受けてはなりません。これははじめのような明確な差別だけでなく、大人が無意識にかけている思い込みや「色メガネ」も含まれます。こうした決めつけは子どもの可能性を狭めてしまうことがあります。子ども一人ひとり異なる個性と背景を持つ存在です。「子どもは一人ひとり違うのが当たり前」という前提に立ち、その違いを尊重することが大切です。



2 子どもの最善の利益 「あなたのため」は、本当に子どものため?

二つ目の原則は、子どもに関することを決めるとき、「その子にとって最も良いことは何か」を最優先に考えるという約束です。家庭での決め事から学校のルール、地域のまちづくり、国の法律まで、あらゆる場面で大切にされる考え方は、多くの大人は「子どものためを思って」行動していますが、その判断が子どもの気持ちや願いに沿っているとは限りません。大人の都合や価値観の押し付けになっていないか、立ち止まって考えることが必要です。例えば、離婚による生活環境の変化や習い事の選択、公園整備など、決定が子どもに与える影響を短期的・長期的に想像し、子どもの意見にも耳を傾けながら、プラスを最大化しマイナスを最小化する努力が求められています。

3 生存と発達の権利 「生きる」と「育つ」を社会全体で支える

三つ目の原則は、すべての子どもが命を守られ、心も身体も健やかに「育つ」権利があるという約束です。「生きる」権利とは、安全な住まいや食事、医療が保障されるなど、生命が脅かされないことを意味し、貧困や虐待はこの基本的な権利を揺るがします。この条約では、「生きる」だけでなく、その子らしく豊かに「育つ」権利も重視されています。教育に加え、文化や芸術、スポーツに触れること、そして「遊ぶ」ことも大切です。友達との会話や趣味に没頭する時間、何もせず過ごす時間などが「余白」は、想像力や社会性、困難に向き合う力を育てます。忙しい子どもたちに遊びや休む時間を確保できているか考えることも、大人の大切な役割です。



4 意見表明の権利 「言いなり」ではなく「対話」のパートナーへ

四つ目の原則は、子どもが自分に関係することについて自由に意見を言い、大人がその意見に真剣に耳を傾けるという約束です。子どもを一人の人間として尊重し、その考えを受け止める姿勢が求められます。子どもの意見に従うだけではなく、最終的な決定を大人が行う場合でも、対話を通じて子どもの声を判断材料として考慮することが大切です。意見が尊重される経験は自己肯定感や責任感を育て、言葉だけでなく表情や行動から気持ちを読み取ることも重要です。子どもの権利を守る社会は、私たち一人ひとりの行動の積み重ねから生まれます。

- 家庭で…子どもの話を遮らずに最後まで聞き、「あなたはと思う?」と問いかけてみませんか。
- 地域で…公共の場で泣いている子どもと親を温かい目で見守り、公園から聞こえる子どもの声を地域の元気の源として受け止めませんか。
- 社会の一員として…子どもを取り巻く貧困やいじめの問題に関心を持ち、自分に何ができるかを考えてみませんか。

子どもの権利を尊重することは未来への投資です。子どもたちが安心して自分らしくいられる「こどもまんなか社会」を共に作っていきましょう。

乳幼児・こども

接種日に各務原市民の方は、予防接種を公費で受けることができます。標準的な接種期間内でおさまの体調が良いときに接種しましょう。接種に必要な予診票や各務原市定期予防接種一覧表は、出生の翌月に郵送します。

こどもの定期予防接種

■ 予防接種法で定められた対象年齢
 ■ 標準的な接種期間
 ▼ 好ましい接種時期の1例

種類	2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 1歳 1歳6月 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 7歳6月	回数	標準的な接種期間・備考
ロタウイルス感染症	ロタリックス® (1価) 生後6週0日～生後24週0日まで	2回	・生後2か月～生後14週6日までに接種(生後15週を超えての初回接種は、腸重積症のリスクがあります) ・原則同じ種類のワクチンで決められた回数を接種
	ロタテック® (5価) 生後6週0日～生後32週0日まで	3回	
B型肝炎	1歳未満	3回	・生後2か月～生後9か月未満
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回	・初回接種:生後2か月～生後7か月未満 ・初回接種年齢によって接種回数異なるため、詳しくは市ウェブサイトをご確認ください
5種混合	生後2か月～7歳6か月未満	4回	・生後2か月～生後7か月未満:3回 初回接種終了後6か月～18か月未満:1回 ・ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、Hibの混合ワクチンです
BCG	1歳未満	1回	・生後5か月から生後8か月未満
水痘	1歳～3歳未満	2回	・生後12か月～生後15か月未満:1回 1回目接種後6か月～12か月未満:1回
麻しん風しん	1期:生後12か月～生後24か月未満 2期:5歳以上7歳未満かつ年長児	2回	・1期:1歳 2期:5歳以上7歳未満で、小学校就学前の1年間(年長児)
日本脳炎	1期 生後6か月～7歳6か月未満	3回	・3歳:2回 4歳:1回
	2期 9歳～13歳未満	1回	・9歳 ・2期の予診票は、9歳の誕生日の翌月に郵送します
2種混合	11歳～13歳未満	1回	・11歳 ・破傷風、ジフテリアの混合ワクチンです ・予診票は、11歳の誕生日の翌月に郵送します
HPV	小学校6年生～高校1年生相当の女子	3回	・予診票は、中学1年生の4月の郵送します(小学6年生の方で接種を希望される方は、健康づくり推進課までお問合せください) ・初回接種年齢によって接種回数異なるため、詳しくは市ウェブサイトをご確認ください

▶ 接種間隔等の詳細は、一覧表または市ウェブサイトをご確認ください。



問 健康づくり推進課

☎ (058) 383-1115

広告掲載ページ

幼児教育・保育

幼稚園・保育所(園)

幼児教育・保育の無償化で 子育て家庭を支援

保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所など

▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください



種類	説明
保育所(園)*	保護者の就労や病気などのため、家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって保育する施設
認定こども園*	教育・保育を一体的に行う施設。次の3つの類型がある ①幼保連携型=幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設 ②幼稚園型=認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設 ③保育所型=認可保育所が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設
地域型保育事業所*	2歳児クラスまでの子どもを対象とした小規模の保育施設
幼稚園	満3歳から小学校入学前までの児童が通う教育を目的とした施設

*利用するには、認定こども園で教育を希望する場合を除き、下記「保育の必要な事由」のいずれかに合致する必要があります

教育・保育給付認定

保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業所を利用するにあたっては、下表の区分による給付認定を受けていただきます。この認定に応じ、利用できる施設の類型が決まります。

給付認定	年齢	希望	利用先	保育の必要量等
1号認定	満3歳以上	教育を希望	幼稚園(新制度)、認定こども園	教育標準時間(4時間程度)
2号認定		「保育の必要な事由」に当てはまり保育を希望	保育所(園)、認定こども園	保育標準時間(最大11時間) 保育短時間(最大8時間)
3号認定	満3歳未満	「保育の必要な事由」に当てはまり保育を希望	保育所(園)、認定こども園 地域型保育事業所	保育標準時間 保育短時間

入所できる要件

市内在住の児童で、次に掲げる「保育に必要な事由」があること(教育を希望する場合は不要)

- 就労しているため、保育が必要な場合
- 妊娠中であるかまたは出産後間がなく、保育が必要な場合
- 病気であったり、心身に障害があったりして、保育が必要な場合
- 家族に長期にわたる病人や心身の障がい者があり、この者の看護にあたるため、保育が必要な場合
- 震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっているため、保育が必要な場合
- 求職活動にあっているため、保育が必要な場合
- 就学しているため、保育が必要な場合
- 虐待やDVのおそれがあるため、児童の保育が必要な場合

施設等利用給付認定

幼稚園や幼稚園の預かり保育などの利用料の補助を受けるには、市から認定を受ける必要があります。

給付認定	対象年齢	条件	無償化の内容
新1号認定	満3歳~満5歳	なし	通常利用分または授業料
新2号認定	3~5歳児クラス	保育の必要性あり	預かり保育料と通常利用分または授業料
新3号認定	満3歳児クラス	保育の必要性あり・住民税非課税世帯	預かり保育料と通常利用分または授業料

幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までのすべてのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料の無償化を実施しています(給食費、教材費などの実費負担分は対象外)。

▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください

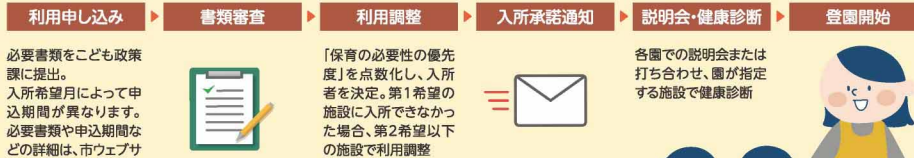


対象サービス	無償化の内容
幼稚園(新制度)、保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所	3~5歳児クラスまでのすべてのこどもの利用料無償
幼稚園(新制度未移行)	月額2.57万円*を上限に利用料無償
幼稚園等の預かり保育	【保育の必要性が認定された場合】450円*×日数を上限に利用料無償
副食費(おやつ代など)	次のいずれにも該当する場合、 ●年収360万円未満相当の世帯(非課税世帯を含む) ●小学校就学前(1号認定と幼稚園は小学3年生)から数えて第3子以降 上限5,100円で無償化
就学前の障がい児の発達支援	3歳児クラスから5歳児クラスの児童の児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援および保育所(園)等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設および医療型障害児入所施設の利用料を無償化(幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も対象)
国が定める基準を満たした認可外保育施設	【保育の必要性が認定された場合】 ●3~5歳児クラス:月額3.7万円*を上限に無償化 ●0~2歳児クラス:月額4.2万円*を上限に無償化
一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業など	保育所(園)または一定基準以上の預かり保育(平日8時間、年間200日以上)を実施している幼稚園、認定こども園などを利用していないこどもが対象

*令和8年10月より上限額が変更されます。

保育所等への入所までの流れ

▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください



必要書類をこども政策課に提出。
入所希望月によって申込期間が異なります。必要書類や申込期間などの詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

「保育の必要性の優先度」を点数化し、入所者を決定。第1希望の施設に入所できなかった場合、第2希望以下の施設で利用調整

各園での説明会または打ち合わせ、園が指定する施設で健康診断

*幼稚園とこども園の幼稚園部分への入園は、直接、施設へお申込みください

問 こども政策課 ☎(058)383-1154



幼稚園・保育所(園)

幼稚園・保育所(園)等一覧

保育所(園)は、保護者が働いていたり病気などのため、家庭で保育できない乳幼児を保護者にかわって保育する児童福祉施設です。認定こども園は、就学前幼児教育および保育機能を併せもつ施設です。市内には、7カ所(公立4、私立3)の保育所(園)、15カ所(私立のみ)の認定こども園、12カ所の地域型保育事業所があります。



保育所(園) ※公立保育所

名称	所在地	保育年齢	電話番号	開設時間
雄飛ヶ丘保育園	那加雄飛ヶ丘町132-1	生後57日～	058-383-5411	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時30分
那加中央保育所*	那加東垂町1	生後57日～	058-383-1866	平日・土曜日:7時30分～19時
中屋保育所*	下中屋町3-158	生後57日～	058-382-1738	平日・土曜日:7時30分～19時
うめま東保育園	鷺沼東町3-295	生後57日～	058-384-1511	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時30分
鷺沼西保育所*	鷺沼各務原町8-7-5	生後57日～	058-384-0321	平日・土曜日:7時30分～19時
蘇原西保育園	蘇原村雨町2-33	生後57日～	058-389-0064	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時30分
蘇原保育所*	蘇原青雲町3-14	生後57日～	058-382-0932	平日・土曜日:7時30分～19時

保育所型認定こども園

名称	所在地	保育年齢	電話番号	開設時間
前宮そらまちこども園	前渡東町9-67	生後57日～	058-386-9402	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時30分
川島東こども園	川島河田町473-35	生後57日～	0586-89-2779	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時
新生こどもえん	蘇原新生町1-23	生後57日～	058-389-3568	平日:7時30分～18時30分 土曜日:7時30分～13時30分
うめまなかこども園	鷺沼西町4-140-1	生後57日～	058-384-0201	平日:7時30分～19時30分 土曜日:7時30分～13時30分
蘇原南こどもえん	蘇原六軒町4-6-4	生後57日～	058-382-3094	平日:7時30分～19時30分 土曜日:7時30分～13時30分
那加こどもえん	那加手力町62	生後57日～	058-382-0024	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時30分

幼保連携型認定こども園

名称	所在地	保育年齢	電話番号	開設時間
さらき遊びの庭	小佐野町3-201	生後57日～	058-382-2339	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時30分
かわしま育ちの庭	川島松原町234-2	生後57日～	0586-89-2564	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時
かわしま学びの庭	川島松原町274	生後57日～	0586-89-2262	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時
認定こども園各務保育園	各務おがせ町4-128-1	生後57日～	058-384-0721	平日:7時～19時 土曜日:7時～13時30分

幼稚園型認定こども園

名称	所在地	保育年齢	電話番号	開設時間
認定こども園ひよこ幼稚園	那加新田町1-80-1	生後10か月～	058-389-0561	平日:7時30分～18時30分
認定こども園だいち	各務西町5-189	生後10か月～	058-370-4311	平日:7時30分～19時
認定こども園みどり幼稚園	三井山町1-70-1	生後8か月～	058-382-2898	平日:7時30分～18時30分
うめま第二幼稚園	鷺沼羽場町1-68	生後10か月～	058-384-3151	平日:7時30分～18時30分
認定こども園うめま第一幼稚園	鷺沼東町8-64	生後10か月～	058-384-1721	平日:7時30分～18時30分

地域型保育事業所

名称	所在地	保育年齢	電話番号	開設時間
やはた保育園	鷺沼朝日町4-250-1	生後概ね6か月～2歳児	058-386-8718	平日・土曜日:7時30分～19時 祝日:7時30分～19時
はな保育室うめま駅前	鷺沼東町6-87-3	生後概ね6か月～2歳児	058-260-8282	平日:7時30分～19時 土曜日:7時30分～18時30分
ポプラうめま保育園	鷺沼西町3-102-1	生後概ね6か月～2歳児	058-216-7330	平日・土曜日:7時30分～19時
みらいあおぞら保育園	鷺沼三ツ池町5-269-1	生後概ね6か月～2歳児	058-260-7430	平日・土曜日:7時30分～19時
PEACE各務原保育園	各務おがせ町9-280-3	生後概ね6か月～2歳児	058-372-9350	平日・土曜日:7時～19時
小規模保育園テット	鷺沼各務原町6-64-1	生後概ね6か月～2歳児	058-372-2780	平日・土・日・祝日: 7時30分～19時30分
フォルツァ・バンビーノ・ピコ	那加新田町1-76	生後概ね10か月～2歳児	058-216-8007	平日:7時15分～18時45分 土曜日:7時30分～18時30分
Kawasakiそらっこ保育園	蘇原三柿野町3-2-5	生後概ね57日～2歳児	058-216-8765	平日:7時～19時 土曜日:7時～18時
ポプラそはら保育園	蘇原瑞穂町2-69-1	生後概ね6か月～2歳児	058-322-7686	平日・土曜日:7時30分～19時
六軒niconico保育園	蘇原緑町3-3	生後概ね6か月～2歳児	058-257-5261	平日・土曜日:7時～19時
サンライズキッズ保育園各務原園	那加太平町1-221	生後概ね57日～2歳児	050-5807-2468	平日・土曜日:7時～19時
じぶんみらい保育園 鷺沼三ツ池	鷺沼三ツ池町2-242-1	生後概ね6か月～2歳児	058-322-5667	平日・土曜日:7時～19時

私立幼稚園

名称	所在地	電話番号
さくら幼稚園	那加北洞町2-17	058-382-3464
那加幼稚園	那加門前町4-8	058-383-5857
合歓の木幼稚園	鷺沼羽場町1-143	058-384-2821
子苑第二幼稚園	鷺沼三ツ池町1-48	058-383-2315
合歓の木南幼稚園	鷺沼三ツ池町5-208	058-370-2222
子苑第一幼稚園	蘇原花園町4-28	058-389-2233



幼稚園・保育所(園)

幼稚園・保育所(園) マップ



保育所	認定こども園	地域型保育事業所	幼稚園
1 雄飛ヶ丘保育園	9 前宮そらまちこども園	24 やはた保育園	29 さくら幼稚園
2 那加中央保育所*	9 川島東こども園	24 はな保育空うめ駅前	29 那加幼稚園
3 中屋保育所*	10 新生こどもえん	25 ポプラうめま保育園	27 合歡の木幼稚園
4 うめま東保育園	11 うめまなかこども園	26 みらいあおぞら保育園	28 子苑第二幼稚園
5 鷺沼西保育所*	12 蘇原南こどもえん	27 PEACE各務原保育園	29 合歡の木南幼稚園
6 蘇原西保育園	13 那加こどもえん	28 小規模保育園テット	40 子苑第一幼稚園
7 蘇原保育所*	14 さらき遊びの庭	29 フォルツァ・バンビーノ・ピコ	
*は公立保育所	15 かしま育ちの庭	30 Kawasakiそらっこ保育園	
	16 かしま学びの庭	31 ポプラそはら保育園	
	17 認定こども園各務保育園	32 小規模保育園	
	18 認定こども園ひよし幼稚園	33 サンライズキッズ保育園各務原園	
	19 認定こども園だいち	34 じぶんみらい保育園 鷺沼三ツ池	
	20 認定こども園 みどり幼稚園		
	21 うめま第二幼稚園		
	22 認定こども園うめま第一幼稚園		

子どもを一時的に預ける



**だれでも安心して使える
子どものあずかりの場**

子ども誰でも通園制度

保護者の就労などの状況にかかわらず、時間単位で保育所等を利用できる制度です。家庭とは異なる環境で、保育士や同世代の子どもとのかわりを通して子どもの育ちを応援するとともに、保護者の皆さんの育児に関する負担感の軽減や子育て相談等の支援を行います。

対象者 利用日時時点で以下の2つすべてを満たす子ども

生後6か月から満3歳未満である
(3歳の誕生日の前々日まで利用可能)

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、
企業主導型保育所などに通っていない

利用時間 子ども一人あたり月10時間まで
※利用されなかった時間の翌月への繰り越しはできません。

利用料金 1時間/300円
※このほか、利用時間に応じておやつ代などの
実費が必要となる場合があります。



▶ 申込方法やお手続きなど
詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ 子育て政策課
☎ (058) 383-1555

病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は病気あるいはその回復期にあり、通常保育が困難な児童を家庭で保育できない時、医師・看護師・保育士が連携してお預かりするものです。

※感染力の非常に強い病気にかかっている場合は、ご利用いただくことができません。

事前登録はこちら

ご利用の申請は年度ごとに、こども政策課へ

申請のお手続きはこちら



■ 病児・病後児保育園「こあら」

所在地 各務原市蘇原東島町4-6-2 東海中央病院敷地内

お問合せ 058-322-3567

対象児童 0歳～小学校6年生(病状により利用できない場合あり)

利用時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後6時(祝日および年末年始を除く)

※利用初日は、東海中央病院小児科医が
診察(午前8時30分～保護者同行)した上で、利用の可否を判断
※利用期間は原則として連続7日まで

定員 6人

利用料 1人1日あたり2,000円

預かり基準 発熱、発症後12時間以上経過していること



「こあら」以外の施設を
利用する場合

協定を締結した岐阜市ほか9市町の施設を利用できます。詳細は市ウェブサイトをご確認ください。

多子世帯病児・病後児保育
利用料無料化事業について

市内在住の方で、3人以上の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を扶養している世帯は、利用料が無料になります。詳細は市ウェブサイトをご確認ください。

▶ 申込方法やお手続きなど
詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ こども政策課
☎ (058) 383-1154

一時預かり事業

一時預かり事業は保護者が傷病、事故、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ、仕事の都合、里帰り出産などの理由により、お子さんを家庭で育児できない場合に、保育所などで一時的にお預かりする制度です。

対象者 市内在住で保育所(園)などに入所していない生後4か月～小学校就学前の児童

※保護者が里帰り出産で帰省している場合は、市外在住の児童でも利用可
※日曜日・祝日の預かりは、保育所(園)などに入所している児童でも利用可
※お子さんの状態などによっては利用できない場合があります

利用可能日数 1週間あたり原則3日間以内。複数施設を利用の場合は合算します。

利用料金 1時間あたり 300円
給食代:1回あたり300円(おやつ代含む)

- 利用登録を申請**
- 1 こども政策課にて一時預かり事業への登録を申請(二次元コード)。
 - 2 申請内容を確認後、市から利用登録通知書をご自宅に送付(概ね10日程度)。
 - 3 利用希望日の2週間前(受付開始日が施設の閉所日の場合はその前の閉所日)から前々日までに、事前に登録した利用を希望する施設に直接電話で予約。
※予約受付時間は月～金(あさひ子ども館は火～土)の午後1時から午後4時まで。 ※持ち物やお弁当の有無などは予約時にご確認ください。
 - 4 当日は、時間までに施設へお越しください。利用料金は、直接施設にお支払いください。



▶ 申込方法やお手続きなど
詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ こども政策課
☎ (058) 383-1555

子どもを一時的に預ける



一時預かり事業施設一覧

予約方法 各施設の電話番号をお願いします。

※施設の代表電話とは異なる施設もあります。

予約受付時間 月～金 / 13:00～16:00

利用希望日の2週間前から前々日まで。
(施設の閉所日の場合はその前の開所日)

※1 一般型…一時預かり専用の預かり枠を設定しています。余裕活用型…保育所利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れます。
※2 定員は園が受け入れられる最大の人数であり、施設の行事や職員配置等によりお預かりできない場合があります。

運営	種別※1	実施施設	定員※2	対象年齢	開所曜日・時間
公立	一般	蘇原保育所 蘇原青雲町3-14 ☎080-7399-0834	5名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時30分～19時 土曜 / 7時30分～12時30分 日曜日・祝日(注3) 注3:年末年始(12/29～1/3)を除く
私立	一般	雄飛ヶ丘保育園 那加雄飛ヶ丘町132-1 ☎058-383-5411	5名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 8時～19時 土曜 / 8時～12時
私立	一般	川島東こども園 川島河田町473-35 ☎0586-89-2779	3名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時～19時 土曜 / 7時～13時
私立	一般	かわしま育ちの庭 川島松原町234-2 ☎0586-89-2564	5名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時～19時 土曜 / 7時～13時
私立	一般	新生こどもえん 蘇原新生町1-23 ☎058-389-3568	2名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時30分～18時30分 土曜 / 7時30分～13時30分 水曜・木曜 / 休み
私立	一般	那加こどもえん 那加手力町62 ☎058-380-1250	2名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時～19時 土曜 / 7時～19時 水曜・木曜 / 休み
私立	余裕活用	うめま東保育園 鶴沼東町3-295 ☎058-384-1511	若干名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時～19時 土曜 / 7時～19時 水曜・木曜 / 休み
私立	一般	認定こども園 各務保育園 各務おがせ町4-128-1 ☎058-379-3073	1名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時～19時 土曜 / 7時～19時 水曜・木曜 / 休み
私立	一般	蘇原南こどもえん 蘇原六軒町4-6-4 ☎058-380-1256	2名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時30分～19時30分 土曜 / 7時30分～19時30分 水曜・木曜 / 休み
私立	一般	さらき遊びの庭 小佐野町3-201 ☎058-382-2339	5名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時～19時 土曜 / 7時～19時 火曜・金曜 / 休み

運営	種別※1	実施施設	定員※2	対象年齢	開所曜日・時間
私立	一般	前宮そらまちこども園 前渡東町9-67 ☎058-386-9402	3名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時～19時 土曜 / 7時～13時30分 月曜・金曜 / 休み
私立	一般	うめまなかこども園 鶴沼西町4-140-1 ☎058-379-3071	5名	4か月～5歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時30分～19時30分 土曜 / 7時30分～19時30分 月曜・金曜 / 休み
私立	一般	PEACE各務原保育園 各務おがせ町9-280-3 ☎058-372-9350	3名	6か月～2歳児クラス	月曜日～金曜日 平日 / 8時～18時
私立	余裕活用	みらいあおぞら保育園 鶴沼三ツ池町5-269-1 ☎058-260-7430	若干名	6か月～2歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時30分～19時 土曜 / 7時30分～19時
私立	余裕活用	小規模保育園テット 鶴沼各務原町6-64-1 ☎058-372-2780	若干名	6か月～2歳児クラス	月曜日～土曜日 日曜日・祝日(注4) 注4:年末年始(12/29～1/3)も開所
私立	一般	やはた保育園 鶴沼朝日町4-250-1 ☎058-386-8718	2名	10か月～2歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 8時30分～18時 土曜 / 8時30分～18時
私立	余裕活用	フォルツァ・パンピーノ・ピコ 那加新田町1-76 ☎058-216-8007	若干名	10か月～2歳児クラス	月曜日～金曜日 平日 / 9時～17時
私立	一般	Kawasakiそらっこ保育園 蘇原三柿野町3-2-5 ☎058-216-8765	5名	10か月～5歳児クラス	月曜日～金曜日 平日 / 9時～17時
私立	余裕活用	ポプラそら保育園 蘇原瑞穂町2-69-1 ☎058-322-7686	若干名	6か月～2歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時30分～18時30分 土曜 / 7時30分～18時30分
私立	一般	六軒niconico保育園 蘇原緑町3-3 ☎058-257-5261	2名	4か月～2歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 8時～17時 土曜 / 8時～17時
私立	余裕活用	サンライズキッズ保育園各務原園 那加太平町1-221 ☎050-5807-2468	若干名	6か月～2歳児クラス	月曜日～土曜日 平日 / 7時30分～18時30分 土曜 / 7時30分～18時30分
私立	余裕活用	じぶんみらい保育園鶴沼三ツ池 鶴沼三ツ池町2-242-1 ☎058-322-5667	若干名	6か月～2歳児クラス	月曜日～金曜日 平日 / 9時～16時
公立	一般	あさひ子ども館 鶴沼朝日町3-163-2 ☎070-1180-2350	10名	4か月～5歳児クラス	火曜日～土曜日 平日 / 9時～16時30分 土曜 / 9時～16時30分



子どもを一時的に預ける



ファミリー・サポート・センター事業

子育て真っ最中、「ちょっとしたお手伝いがほしいな」と思われる時、サポートしていただける方を、アドバイザーが間に立ってご紹介いたします。

利用時間 午前7時～午後8時※産前・産後サポートは午前8時から

利用金額 利用会員は、次の表に掲げる活動日および活動時間帯に応じた料金を基準として、サポート会員に支払います。兄弟姉妹など同一世帯の子どもを預けるときは、2人目の料金は、1人当たりの料金の半額です。その他に、おやつ代など実費が必要となります。

※1人あたりの料金(1人のサポート会員が預かれるのは2人までです)

平日	午前8時～午後5時(1時間)	700円(左記以外の時間:1時間につき 800円)
土曜日・日曜日・祝日	午前8時～午後5時(1時間)	900円(左記以外の時間:1時間につき 1000円)



- サポートの内容**
- 保護者の病気や、冠婚葬祭、土曜日・日曜日・祝日の就労のときのお子さんの世話
 - 保育施設などへのお子さんの送迎と預かりや、保育開始前・終了後のお子さんの世話
 - 母親が妊娠中の家庭またはおおむね生後3月以内の乳児のいる家庭における家事支援または育児支援
 - その他子育てサポート活動として認められた内容

▶ 詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ (058) 383-7610

※受付時間 8時30分～17時15分
(土曜日、日・祝日および年末年始を除く)

☎ 各務原市社会福祉協議会

子育て支援短期利用事業

18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、恒常的な残業などの事由により、家庭での養育が困難となった場合、および育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなど身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、当該児童を児童福祉施設で一定の期間養育する子育て支援短期利用事業を実施しています。

- 一定の時間養育する事業「夜間養護(トワイライト)等事業」
- 一定の日数養育する事業「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」

▶ 詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ 子育て支援センター ☎ (058) 383-1116

ふれあい絵本デビュー

4か月児健康診査の待ち時間などに、絵本と子育て応援情報を手渡します。また、絵本を通じて親子のふれあいが深まるよう、ボランティアによる読み聞かせも実施します。赤ちゃんと一緒に絵本を楽しむ時間を増やすことで、親子のきずなが深まるように願いをこめた事業です。

☎ 子育て政策課 ☎ (058) 383-1555



すくすく子育て広場

すくすく子育て広場は、未就園の親子が保育所等で一緒に遊んだり、お母さんやお父さん同士が子育てについて交流したりする場です。毎回、施設ごとに内容を決め、季節の行事や玩具での遊び、製作など、バラエティーに富んだメニューで行っています。気軽にお出かけください。



☎ 子育て政策課 ☎ (058) 383-1555

幼稚園の子育て支援事業

「幼稚園の子育て支援事業」は、地域の親子が気軽に集まって、先生が見守る中で一緒に遊べる楽しい時間と場所を提供する取り組みです。最近では子育ての環境も変わり、「近所に頼れる人がいない」「一人だと不安…」と感じる方もいらっしゃるかもしれません。この事業は、そんな皆さんのために、幼稚園の力を借りて、地域ぐるみで子育てを支え合える温かいネットワークを作りたい、という思いから行っています。

▶ 詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ 子育て政策課 ☎ (058) 383-1555



親子サロン

幼稚園や保育所等へ入る前の子育て親子さんと、先輩ママなどの市民のみなさんが、地域の場所でおしゃべりの時間を共有できるところです。自由に参加できます。

▶ 毎月の開催日は、子育て応援サイト「ポケット」から確認できます。



☎ 子育て政策課 ☎ (058) 383-1555



広告掲載ページ

広告掲載ページ

広告掲載ページ

広告掲載ページ



小学生が放課後や長期休みに 安心して過ごせる居場所

放課後児童クラブ

放課後児童クラブ(学童保育)は就労、就学などの理由により、保護者が昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童に対し、放課後および春休み・夏休み・秋休み・冬休みに適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ 教育総務課
☎ (058) 383-1117



教育センター「すてっぴ」

児童生徒や保護者、教職員、子育てに関わる皆さんが安心して元気に過ごせるよう、学校や家庭での悩みごと、子育てに関わる相談に応じます。電話・来所どちらにも対応できますが、来所の前にお電話いただくと、スムーズに対応できます。また、保護者・市民・小中学生に学びの場を提供するため、各種講座を行います。

場 所 ▶ 各務原市立中央図書館4階(那加門前町3)

▶詳細は市ウェブサイトをご確認ください



☎ 相談専用電話 ☎ (058) 383-7290
※祝日を除く火曜日から土曜日(午前9時~午後5時)



ららら学習室

放課後などに教員経験者や学生、地域の方々が講師となって、基礎基本の確実な定着を図るためのららら学習室を開設しています。いずれも費用は無料です。

☎ 学校教育課
☎ (058) 383-1118

LALALA LEARNING HOP ららら学習室ホップ

小学校3年生 対象

開催会場 ▶ 各小学校

開催期日 ▶ 各小学校による

お問合せ ▶ いずれも、詳細は各小学校へお尋ねください。



LALALA LEARNING STEP ららら学習室ステップ

小学校4~6年生 対象

小学校4~6年生対象の放課後学習室。自学自習で学習を進め、分からないことや質問があれば、講師の先生が教えてくれます。隔週土曜日に実施します。



▶申し込みは市ウェブサイト「内申込フォーム」から



LALALA LEARNING JUMP ららら学習室ジャンプ

中学生 対象

主に中学生対象の放課後学習室。自学自習で学習を進め、分からないことや質問があれば、講師の先生が教えてくれます。毎週水曜日または木曜日に実施します。



▶申し込みは市ウェブサイト「内申込フォーム」から



子ども館

子ども館には小学生用の部屋があり、たくさんのおもちゃで遊ぶことができます。



子ども館の詳細は、17、18ページをご覧ください。

市民相談室

相談の終了時間1時間前までに、各相談窓口へお越しください。予約不要なのは、当日午前8時30分から会場で受け付けます。電話での相談は、電話受付となります。

備考

- 相談は原則1人30分
- 市民相談室所は、正午～午後1時は相談不可
- 祝日や年末年始(12月25日～1月4日)は休み
- お盆(8月13日～15日)や相談員の都合で休みの場合あり。事前にお問い合わせください。

種類	相談内容	日時	場所	相談員	
家庭相談	夫婦、親子に関する問題	毎週月曜日 午前9時～午後4時	まちづくり推進課内 市民相談室 (市役所本庁舎低層棟2階) 電話:058-383-1884	市民生活相談員	
消費生活相談室 (予約優先)	商品やサービスの契約 トラブルなど個人の消費生活に関する相談	毎週月曜日・水曜日・ 木曜日・金曜日 午前10時～午後5時 ※令和8年7月からは午前9時～午後4時		消費生活相談員	
一般相談	くらしの中での法律に関する困りごと、悩みごと	毎週水曜日～金曜日 午前9時～午後4時		市民生活相談員	
女性のための法律相談(予約が必要)	離婚、養育費、相続、DVなど主に女性が抱える悩みや問題	毎月第4木曜日【要予約】 ・午後2時～午後4時 ・1人20分・6人まで ・前日午前10時～ ※前日が休日の場合は、 当日午前10時～		女性弁護士	
労働・社会保険相談	労災、雇用、失業保険、労働基準法など	毎月第2金曜日 午前10時～正午		社会保険労務士	
家庭児童相談・ひとり親相談	・育児などに関する相談 ・ヤングケアラー相談 ・ひとり親家庭などの生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 15分		こども家庭センタークローバー (市役所本庁舎1階) 電話:058-383-7203	家庭児童相談員・ 母子父子自立支援員
女性相談	DV相談 女性の悩み相談	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 15分		生活支援課 (市役所本庁舎2階) 電話:058-383-2124	女性相談員など

▶このほかにも受け付けている相談があります。
詳細は市ウェブサイトをご確認ください。



☎ まちづくり推進課

☎ (058)383-1884

広告掲載ページ

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は民生委員法により設置が定められており、担当区域内で生活する高齢者、障がい者、子育て世帯などに対する相談・支援や、地域住民と関係行政機関等をつなぐ「パイプ役」として活動しています。又、児童福祉法によって、児童委員を兼ねることとされているため、「民生委員・児童委員」という名称で表記されます。

委員の中から指名される「主任児童委員」は、子ども・子育てに関する支援を専門的に担当する委員として活動します。

☎ 福祉政策課 ☎ (058)383-1127

心身の発達に配慮が必要なこどもへの支援

ことばの相談

ことばや行動に心配のあるお子さんの個別相談窓口です。遊びを通じた関わり方等の相談が受けられます。



☎ こども家庭センター
☎ (058) 383-1116

就園相談

就園を具体的に考え始めた方のための相談窓口です。お子さんの発達を踏まえた園選びや、就園前後の生活に関するさまざまな悩みにお答えします。

☎ こども政策課
☎ (058) 201-2382

心身に障害のあるこどもへの支援

障がいのあるお子さんとご家族のための福祉制度のご案内



各種手帳

障がい児者福祉制度をご利用になる場合は、原則として下記手帳の交付を受けてください。詳細は、社会福祉課障がい福祉係にご相談ください。

身体障害者手帳

体の不自由な方が、身体障害者福祉法に基づく必要な支援を受けられるため、県知事から発行される手帳です。



療育手帳

知的障がいのある方が、法に基づく必要な支援を受けられるため、県知事から発行される手帳です。障がいの程度によりA1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分があり、区分に応じた各種支援が受けられます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の方々の自立と社会参加の促進を図ることを目的に県知事から交付される手帳です。障がいの程度により1級、2級、3級の区分があり、等級は医師の意見を参考にして知事が決定し、各種支援を受けることができます。

☎ 社会福祉課 ☎ (058) 383-1126

かかみがはら支援学校

知的障がいに加え、肢体不自由や病弱の児童生徒が通うことができる小中高一貫の「かかみがはら支援学校」が令和7年4月に開校しました。以前の各務原特別支援学校は、知的障がいのある高等部の生徒を対象としたもので、このほかの児童生徒は市外の学校に通う必要があり、かねてより建設が要望されてきました。



本校に通う児童生徒の障がいや年齢は幅広いことから、それぞれの児童生徒にあった教育が受けられるような設備を設けています。また、地域に開けた学校として、誰もが違いを超えて楽しむことができる「インクルーシブ遊具」や、生徒が授業の一環で自作した焼き菓子やコーヒーを提供する「びばり喫茶」は、市民の皆さんにも開放しています。



学校の概要

- 所在地…………… 鷺沼羽場町2丁目3番地1
- 児童生徒数…………… 163人(令和7年4月1日現在)
- 敷地面積…………… 29,690㎡
- 延べ床面積…………… 13,764.7㎡



☎ 教育総務課 ☎ (058) 383-1117



特別支援教育就学奨励費

小学校・中学校の特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況に応じ、就学のために必要な経費の一部を補助します。

詳しくは、通学先の学校または学校教育課にご確認ください。



☎ 学校教育課 ☎ (058) 383-1118

ひとり親家庭などへの支援

さまざまな制度で ひとり親家庭を支援

生活と子どもの成長を 支援します

養育費確保支援事業

児童扶養手当受給者水準の所得の方で、養育費の取決めを行うひとり親等に対し、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費を助成します。



▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

 問 子育て家庭センター
☎ (058) 383-7204

高等職業訓練促進給付金

20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親に対し、看護師などの資格を取得する際の生活を支援するため、最大4年(48カ月)の一定の金額を給付します。



▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

 問 子育て家庭センター
☎ (058) 383-7204

母子生活支援施設

さまざまな問題を抱えた18歳未満の子どもを養育している母子が入所して生活できる施設です。生活の安定のための相談や援助を行いながら、自立を支援します。



▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

 問 子育て家庭センター
☎ (058) 383-7204

母子・父子・寡婦への 福祉資金の貸付

ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定を図るため、福祉資金の貸付けを行います。



▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

 問 子育て家庭センター
☎ (058) 383-7204

自立支援教育訓練給付金

20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親の自立を支援するため、就職等に有利となる技能の取得に必要な講座等の受講に係る費用の一部を給付します。



▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

 問 子育て家庭センター
☎ (058) 383-7204

高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親、またはその児童がよりよい条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、その学び直しを支援するため、給付金を支給します。

▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

 問 子育て家庭センター
☎ (058) 383-7204

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童(中程度以上の障害を持つ児童に関しては20歳)を養育する家庭(ひとり親家庭)等に対し支給される手当です。



▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

 問 社会福祉課
☎ (058) 383-7217

ひとり親家庭等 高校生通学支援事業

高校生がいる児童扶養手当などを受給している世帯へ、公共交通機関の利用に係る高校通学の定期乗車券料金の半額を補助します。



▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

 問 社会福祉課
☎ (058) 383-7217



子育てと医療に安心のサポート

児童育成福祉助成金

生活保護法による保護を受けている児童、準保護世帯福祉医療費助成を受けている世帯の児童を対象に修学旅行費や課外活動費等の一部を助成します。



☎ 生活支援課

☎ (058)383-1125

就学援助費

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助費(学用品費・給食費・修学旅行費等)を支給するほか、新入学児童生徒学用品準備費の入学前支給を行います。



▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。



☎ 学校教育課

☎ (058)383-1118

母子家庭等医療費助成

母子家庭の母および児童、父母のいない児童の医療費の助成を行います。なお、児童の年齢が18歳になった年度末日までが対象となります。(定時制等の高校に通っている児童に関しては19歳の誕生月の末日まで。)

▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。



☎ 医療保険課

☎ (058)383-1128

父子家庭医療費助成

父子家庭の父と児童の医療費の助成を行います。なお、児童の年齢が18歳になった年度末日までが対象となります。(定時制等の高校に通っている児童に関しては19歳の誕生月の末日まで。)

▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。



☎ 医療保険課

☎ (058)383-1128

広告掲載ページ

広告掲載ページ

広告掲載ページ

広報紙

市では、月に1回、市政情報などをまとめてお知らせする冊子「広報各務原」を発行しています。各自治会を通じて、自治会加入世帯に配布しています。

また、紙の広報紙以外にもデジタル版の広報紙を市ウェブサイトなどで掲載しています。

▶詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。



市公式ウェブサイト

行政情報をはじめ、暮らしの情報、イベント情報、子育て関連情報、移住定住関連情報などを掲載しています。

また、子育て応援サイト「ポケット」では、お子さんをお持ちのパパ・ママに役立つ情報をお届けしています。

▶市公式ウェブサイト

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>



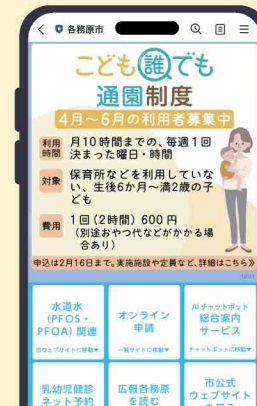
▶子育て応援サイト「ポケット」

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/kodomo/1010093/index.html>



LINE

市公式LINEでは、災害などの緊急情報のほか、市内で開催されるイベントのお知らせや子育て世帯に役立つお知らせなど、さまざまな情報をお届けしています。二次元コードからご登録ください。



主な配信内容

- 防災情報=災害などの緊急情報
- 子育て情報=イベントや健診などのお知らせ、子育て応援サイト「ポケット」更新のお知らせ
- イベント情報=市内で開催されるイベントなどのお知らせ

X

市政情報、イベント情報や緊急情報などをお知らせします。二次元コードからフォローしてください。



主な配信内容

- 防災情報、緊急情報のお知らせ
- 市内で開催されるイベントなどのお知らせ

情報メール

暮らしに役立つ情報を携帯電話などに送信する「メール配信サービス」を行っています。乳幼児のお子さんをお持ちの方向けにイベントなどのお知らせする「ポケメール」や、災害などの緊急時のお知らせをする「防災情報」など、さまざまな情報を配信しています。配信を希望される方は、二次元コードを読み込み、「情報メール登録」のアドレスに空メールを送信してください。折り返し案内メールが届きます。



✉ 情報メール登録アドレス t-kakamigahara@sg-p.jp



妊婦さんと乳幼児さんの防災用品チェックリスト

もし、災害等が起きた時、あなたは避難できる準備ができていますか?非常用の持ち出し物品を最低3日分用意しておきましょう。なお、妊産婦さんやお子さんに必要なものが避難所では手に入らないことがあるので、使い慣れたものを各自で準備しておくことが大切です。

※このチェックリストは、妊婦さん、お子さんとその保護者の方に必要とされる主な非常用物品です。「各務原市防災ハンドブック」に追加してご利用ください。



内容	チェック
母子健康手帳	<input type="checkbox"/>
健康保険証またはマイナンバーカード	<input type="checkbox"/>
お薬手帳	<input type="checkbox"/>
こども医療受給者証	<input type="checkbox"/>
医療機関連絡先カード等	<input type="checkbox"/>
常備薬・消毒薬等	<input type="checkbox"/>
着替え	<input type="checkbox"/>
飲料水	<input type="checkbox"/>
ビニール袋	<input type="checkbox"/>
ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/>
マスク	<input type="checkbox"/>
体温計	<input type="checkbox"/>
感染対策グッズ	<input type="checkbox"/>

【備蓄のポイント】

ローリングストック法

普段購入しているものをやや多めに買い置きし、消費期限に近いものを順次消費し、消費した分を買い足しましょう。

子ども用品は、**少し大きいサイズ**のものを用意しておきましょう。

防災バッグは、**軽くてたくさん入るもの**を選びましょう。(両手が自由に使えるリュックサック等がよい)

妊婦さんの場合、非常持ち出し袋の重さはおよそ5kgまでで無理のないようにしましょう。



【日頃の備え】

普段から、家族で具体的な対応や連絡方法、避難場所などを話し合っておきましょう。

挨拶を通して地域に顔見知りを増やしたり、地域の防災訓練や防災イベントに参加するように心がけましょう。

家族、勤務先、医療機関等の連絡先を記録し、常に携帯しておきましょう。

内容	妊産婦	幼児 (1歳まで)	幼児 (入学前)
分娩準備品・マタニティマーク	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生理用品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スキンケア用品・脱脂綿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
授乳ケープ(大き目のスカーフ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
粉ミルク(小分けしてあると便利)又は液体ミルク	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
飲料水(ミルクの調乳用。ベビー用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
哺乳瓶(消毒液)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子どもの年齢に適した食事・離乳食・おやつ (必要に応じて、アレルギー用食品)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スプーン・フォーク	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ストロー・紙コップ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
紙おむつ・おしりふき	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スタイ・おくるみ(バスタオル等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
タオル・ガーゼ・綿棒・赤ちゃん用爪切り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
抱っこひも・おんぶひも	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
帽子・靴・防寒具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歯ブラシ(年齢に応じて)・歯磨きシート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お気に入りのおもちゃ・絵本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身元、連絡先がわかる名札等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>